

研究推進機構附属科学技術共同研究センター管理運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府立大学研究推進機構規程第14条第2項の規定に基づき、研究推進機構の附属施設である科学技術共同研究センター（以下「センター」という。）の使用及び管理運営について必要な事項を定める。

(センターの使用者)

第2条 センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 受託研究及び共同研究等のうち大型プロジェクト研究を行う教員及び当該プロジェクト研究を本学において行う研究分担機関等の研究員
- (2) 研究推進機構長（以下「機構長」という。）が特に必要と認めた者

(使用申請)

第3条 センターを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、使用計画を記載した使用申請書（様式第1号）を機構長に提出するものとする。

(審査会)

第4条 前条の規定による使用申請を審査するため、科学技術共同研究センター使用審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 研究推進課長
- (4) 機構長が必要と認める者

(使用承認)

第5条 機構長は、前条の規定による審査会の結果に基づき、使用申請者に使用承認の可否を通知（様式第2号の1又は第2号の2）するものとする。

(使用条件)

第6条 前条の規定によりセンターの使用を承認された者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる使用条件を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、別表に定める利用料を負担すること。
- (2) センターを使用する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (3) センターの使用期間は、使用計画に記載された研究プロジェクトの期間とする。ただし、原則として3年を超えないものとする。
- (4) 実験等を行うにあたっては、関係法令、本学の関係規則等及び機構長から指示のあった事項について遵守すること。
- (5) 研究推進機構が実施する安全講習会を受講し、管理運営に関する規定（安全の手引き）を遵守すること。
- (6) その他、機構長が特に定めた事項

(使用計画の変更)

第7条 使用者は、第5条の承認を受けた後、使用計画を変更しようとするときは、直ちに使用変更申請書（様式第3号）を機構長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認について、第4条及び第5条の規定を準用する。

(原状回復)

第8条 使用者は、使用を終了又は中止したときは、速やかに使用場所を原状に復し、機構長に届けなければならない。

2 使用者が故意又は過失により、施設等を滅失又は毀損したときは、使用者は機構長の指示に従って速やかに原状に復さなければならない。

(使用承認の取消)

第9条 機構長は、使用者がこの要領に違反したときは、使用承認の取消又は停止その他の措置を講じることができる。

2 機構長は、前項の措置を決定したときは、その旨を使用者に通知(様式第4号)するものとする。

(報告の徴収)

第10条 機構長は、必要に応じて使用者に対して、使用に係わる項目について報告を求めることができる。

(研究成果報告書の提出)

第11条 使用者は、使用期間が終了したときは、60日以内に機構長に研究成果報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

(事務)

第12条 センターの使用及び管理運営に関する事務は研究推進課において行う。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(別表 第6条関係)

区分	利用料
実験室 A~H	1室あたり月額 35,900円

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から実施する。

(廃止)

2 公立大学法人大阪府立大学地域連携研究機構附属先端科学研究センター管理運営要領は、廃止する。

(経過措置)

3 平成29年3月31日現在、公立大学法人大阪府立大学地域連携研究機構附属科学技術共同研究センターの施設使用者にあった者は、この要領によるセンター施設使用者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年6月14日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年6月14日現在、センター施設使用者にあった者は、この要領による使用者とみなす。